

知多市障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市規則第 3 2 号

知多市障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

知多市障害者医療費支給条例施行規則（平成 1 4 年知多市規則第 5 8 号）の一部
を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項を削る改正規定及び第 7 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 8 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に要する費用の請求について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の請求については、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(受給者証の更新) 第6条 (略) (削る) (受給者証の再交付申請) 第7条 <u>受給者証の交付を受けた受給資格者</u> (以下「受給者」という。) は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、障害者医療費受給者証再交付申請書 (第4号様式) を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。 第2項及び第3項 (略) (医療費の請求) 第8条 条例第6条第1項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、<u>診療報酬明細書</u>を市長に提出するものとする。 2 (略)	(受給者証の更新) 第6条 (略) <u>2 受給者証の交付を受けた受給資格者 (以下「受給者」という。) は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。</u> (受給者証の再交付申請) 第7条 <u>受給者</u>は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、障害者医療費受給者証再交付申請書 (第4号様式) を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。 第2項及び第3項 (略) (医療費の請求) 第8条 条例第6条第1項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、<u>障害者医療費請求書</u>を市長に提出するものとする。 2 (略)

改正後		改正前	
第2号様式（第5条関係）		第2号様式（第5条関係）	
公費負担者番号		受給者番号	
受給者番号			